

【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月5日
【事業年度】	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
【会社名】	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシー
【英訳名】	Bain Capital Investors, LLC
【代表者の役職氏名】	共同マネージングパートナー ジョン・コナトン (John Connaughton, Partner)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 デラウェア州19807 ウィルミントン ケネットパイク 4001 スイート302 (4001 Kennett Pike, Suite 302, Wilmington, DE 19807, USA)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大井 悠紀
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200
【事務連絡者氏名】	弁護士 山本 晃久
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200
【事務連絡者氏名】	弁護士 井之上 旦
【提出子会社名】	株式会社ジャムコ
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役社長 恒松 孝一
【提出子会社本店の所在の場所】	東京都三鷹市大沢六丁目11番25号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は、東京都立川市高松町一丁目100番地で行っております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第１【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【所有者別状況】

（2025年６月５日現在）

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	3	—	3	—
所有株式数 （株）	—	—	—	—	—	— （注）	—	— （注）	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	100	—	100	—

（注） 当社は米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法に基づくリミテッド・ライアビリティー・カンパニーのため、該当事項はありません。

（２）【大株主の状況】

（2025年６月５日）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
ゴードン、クリストファー （Gordon, Christopher）	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ウェスト・ニュートン市 （West Newton, MA）	— （注１）	約33.3 （注２）
コナトン、ジョン・パトリック （Connaughton, John Patrick）	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 チェストナット・ヒル市 （Chestnut Hill, MA）	— （注１）	約33.3 （注２）
デイビッド・グロス （Gross, David）	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ケンブリッジ市 （Cambridge, MA）	— （注１）	約33.3 （注２）
計	—	— （注１）	100

（注１） 当社は米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法に基づくリミテッド・ライアビリティー・カンパニーのため、該当事項はありません。

（注２） ３人の役員がそれぞれ一人一票の議決権を有していることに基づき、割合を計算しております。

2【役員の状況】

（2025年6月5日現在）

男性3名 女性0名（役員のうち女性の比率0％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （株）
パートナー	ゴードン、クリストファー (Gordon, Christopher)	1973年1月4日	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシーの パートナー（現職） ベイン&カンパニー・インクのコンサルタントを歴任	（注1）	—
共同マネー ジングパート ナー	コナトン、ジョン・パト リック (Connaughton, John Patrick)	1965年8月16日	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシーの共 同マネーディングパートナー（現職） ベイン&カンパニー・インクのコンサルタント等を歴任	（注1）	—
共同マネー ジングパート ナー	デイビッド・グロス (Gross, David)	1970年8月5日	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシーの共 同マネーディングパートナー（現職） ベイン&カンパニー・インクのコンサルタント等を歴任	（注1）	—

（注1） 当社のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー・アグリーメントには、役員任期の定めはありません。

（注2） 役員報酬は支払っておりません。

第2【計算書類等】

当社は、当社に適用のある米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー法及び当社のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー・アグリーメントにより、計算書類等を作成することが義務付けられておりません。従って、計算書類等は本書に記載ないし添付しておりません。